

入札注意事項（指名競争入札用）

1. 次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札者として資格のない者のした入札。
 - (2) 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
 - (3) 入札保証金が必要な場合に、納付していない者又はその金額に不足のある者のした入札。
 - (4) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札。
 - (5) 同一の入札について二以上の入札者の代理人となった者のした入札。
 - (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札。
 - (7) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札。
 - (8) 郵送による入札。
 - (9) 市長が指定する認証方法を用いない者のした入札。
 - (10) 契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札。
2. 発注者が紙入札での参加をみとめた者については、当該入札案件についてその後の電子入札への移行は認めないものとする。
3. 入札回数は原則として2回までとし、落札者がいない場合は、随意契約又は指名替に移行するものとする。
4. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
5. いったん提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。
6. 指名を受けた者は、入札書提出締切期限までは、いつでも入札を辞退することができる。また、辞退を理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。
7. 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- ※ 1回目の入札書提出締切日時において、入札書又は紙入札参加届出書、もしくは辞退届の提出がない場合は、入札参加者は当該入札において無効とする。なお2回目以降の入札書提出締切日時において届出書等の提出がない場合は辞退したものとみなすものとする。
8. 紙入札で参加する場合の紙入札（見積）参加届出書の提出期限は電子入札の入札書提出期限日の17時までとし、入札書は発注者が指定した日時及び場所に提出するものとする。
9. 電子入札システム等の不具合にて応札時間までに応札が完了しない場合等は、入札締切日時までに契約検査課契約係に連絡し、指示に従うこと。
10. 1回目の入札執行により落札者が決定せず、再入札又は随意契約により入札を執行する場合、再入札書又は見積書の開札予定日時は、前回の開札予定日時の翌日（閉庁日、電子入札システム不稼働日は日数に含めない）の同時刻を標準として設定するものとする。
（入札書提出期限は前回開札日の20時00分を標準とします。）
11. 電子入札の取扱いについては、中津市電子入札運用基準によるものとし、それ以外の事項については、中津市契約規則によるものとする。
12. 電子入札システムの操作に関する問合せはヘルプデスク（TEL0120-308-293）に行なうこと。
なお、ヘルプデスクの運用時間は9:00～17:30であり、運用時間外での問合せには対応ができない点に留意した上で操作を行うこと。

入札及び契約後の注意事項

- ① 見積については、設計図書等により適正に積算を行ってください。決して、談合等を行わないで下さい。
- ② 必要な保険（土木工事保険・建設工事保険等）については、必ず加入して下さい。
また、その証書の写しを工事（業務等）担当課に提出して下さい。
必要な保険の内容については設計担当課へ問合せして下さい。
- ③ 安全管理について、工事（業務等）中の事故等には注意し、必要な安全管理を十分行って下さい。
（バリケード・保安施設・交通整理人・工事看板等）
- ④ 入札後の設計に対する苦情等は言わないようにして下さい。
必要な変更等が生じた場合は、指示・承諾・協議書で必ず監督員と協議したのちに施工して下さい。
- ⑤ 工事写真、品質管理等の関係資料については、改ざん等不誠実な行為は厳に慎むようにして下さい。
- ⑥ （土木B クラス以上と舗装工事・橋梁工事等について）
自主的施工が適応になるため、社内検査等は必ず行なってください。
（20,000 千円以上の工事）
- ⑦ 請負金額が500 万円以上の場合は、工事カルテの登録が必要となりますので必ず登録して下さい。
- ⑧ 工期については、履行期限を遵守してください。